


承認第5号

専決処分の承認を求めることについて（第5号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年5月31日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分しました。


このため、つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、承認を求めるものです。

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険税条例（平成18年つくばみらい市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第7項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。